

栗原市立栗原中央病院登録医療機関制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗原市立栗原中央病院（以下「病院」という。）が登録医療機関制度を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 病院と地域の医療機関が連携し、地域医療の質の向上と充実を図ることを目的とする。

(登録医)

第3条 前条の趣旨に賛同する医師は、登録医療機関申請書（様式1）に必要事項を記入し、病院に提出することにより登録医療機関となることができる。

- 2 登録は医師毎ではなく医療機関毎の登録とする。
- 3 登録医療機関には登録医療機関認定証を発行する。
- 4 登録医療機関情報に変更がある場合は変更届出書（様式2）を提出する。
- 5 登録有効期間は1年間とし、登録医療機関からの辞退の申し出（様式3）がない限り自動更新とする。

(研修等)

第4条 登録医療機関に所属する医師は、病院の実施する症例検討会、院内学習会及び学術講演会等の研修に参加することができる。

- 2 登録医療機関に所属する医師は、病院の図書室等を利用することができる。
- 3 登録医療機関に所属する医師は、栗原市立栗原中央病院開放型病院運営規程に基づき、開放型病床を利用し共同診療を行うことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、その都度、病院と登録医療機関が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。